



第544号

2017年(平成29年)5月20日
毎月1回20日発行

P1

発達障害をめぐって

- 親の立場から……………P2
- 本人の立場から……………P3
- 教育(大学)の立場から……………P5
- 教育(小学校)の立場から……………P6
- 就労支援センターの立場から……………P7

P8

障害基礎年金の最新情報

P11

わが施設、事業所の天下一品

P12

キラッとひかる!

P13

本人活動

P14

私の街のっておき

特集

発達障害をめぐって

上智大学教授、編集委員長 大塚晃

2016年5月、発達障害者支援法が10年ぶりに改正されました。この間、発達障害者支援法を中心に発達障害者へのライフステージを通した一貫した支援、地域における医療、福祉、教育、労働などの関係機関が連携して支援する体制の構築などが進められてきました。法律の改正により発達障害のある人に関する支援も新たな段階に入ったといえるでしょう。そのポイントを以下に述べます。

発達障害の定義について

発達障害者支援法における「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するも

のとして政令で定めるもの」(法第2条第1項)とされています。今回、アメリカカ精神医学会DSM-5(2013年5月)の動向も踏まえ、従来の定義に知的障害を加えることが検討されました。それは見送られましたが、『発達障害者支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議』において、「発達障害の定義の見直しにも留意すること」とされました。今後、今まで福祉的支援の射程にあまり入っていなかった軽度知的障害のある人に関する問題とその解決が大きな課題となつてくるでしょう。軽度知的障害については、現行の知的障害者福祉法の中で支援を考えるより、発達障害者支援法の枠組みの中で支援していくことが、現実的で有効であると考えています。

情報の共有と意思決定支援

発達障害のある人への支援は、個々の性別、年齢、障害の状態および生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働などに関する業務を行う関係機関および民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないとされ、ライフステージを通した「切れ目ない」支援が規定されました。「切れ目ない」支援の具体的な形態として、全国で「サポートブック」などによる情報の継続的な共有が実施されてきました。

「サポートブック」は、それぞれに配慮が必要な子どもが、ライフステージが変わっても困らないように、その得意なことや苦手な